

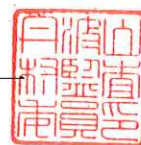
丹波山村告示 第 31 号

令和5年度決算監査に伴う指摘事項に対する措置状況について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年7月22日

丹波山村代表監査委員 坂 本 五



丹総発第7－4号
令和7年7月22日

丹波山村代表監査委員
坂本五一様

丹波山村長 木下喜人



令和5年度決算監査に伴う指摘事項に対する措置について

令和7年6月30日付け丹監委第6－2号で提出された「出納状況等検査結果について」の検査結果の指摘事項に基づき、別紙「指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別 紙

指摘事項の措置状況報告書

文 書 名	令和5年度決算における決算審査結果
指摘事項 1	【村税】 ・村税・固定資産税の未納者に対しては今後課内での情報共有をしっかりと行い土地の売買や賃借がある場合、そこから徴収する事や、村単独補助金に対しては完納を条件とするなど新たな対応の検討を求める。 ・村外未納者は県税事務所と連携を図り、滞納処理の強化を図ることを求める。
措置等の内容	・未納者の整理を行い、指摘に従い、できる範囲で対応している。 ・県税事務所との連携が進んでいない。そのため、滞納者の滞納内容を確認し、必要があれば積極的に連携して徴収に向けて取り組んでいく。
指摘事項 2	【寄付金】 ・ふるさと納税の返礼品については、総務省告示第179号第5条の地場産品基準を考慮し、生産者情報及び商品情報の必要書類について、生産者に対し提出を義務付けるよう検討されたい。また、他市町村の状況確認に努めてもらいたい。
措置等の内容	毎年の制度改正の内容に対応して運用している。令和5年度決算監査時点においても、国から義務付けられている事項、地場産品の基準はすべて満たしている。 他の市町村において総務大臣指定取り消しとなった事案を受け、丹波山村においてもより一層適正な制度運用に注意すべく、「丹波山村ふるさと納税実施要綱」及び「丹波山村ふるさと納税返礼品等取扱要綱」を制定している。

指摘事項 3	・公金公物の取り扱いに関する指摘事項 令和4年度決算監査において、指摘した公金公物の取り扱いに関する不適正な処理については、勧告書等で指摘したにもかかわらず、再発防止策の未策定や地方公務員法を順守した改善策がとられなかった結果、村民からの信頼を失墜する重大な事件へと発展し、最悪の事態を招いてしまった。 監査委員会としては、指摘が活かされず、誠に遺憾である。 村当局は、大いに反省すべきであり、早急に再発防止策を設定し、全職員に徹底した研修等を実施し、再発防止に努めるべきである。
措置等の内容	・現金取り扱いマニュアルに基づき、調定決議書を作成し、ダブルチェックを行い、金庫に納める作業を行っている。なお職員には、「会計事務ハンドブック」の中身をもう一度確認するよう指示し、会計処理を適切に行うとともに、「丹波山村職員コンプライアンス実践行動計画(令和5年6月)」と「丹波山村職員不祥事防止のための行動指針(令和5年11月)」についても一読し、適正な事務処理の遂行及び再発防止に努めています。
指摘事項 4	・不用額についての指摘事項 昨年度指摘した不用額については改善がみられるが、令和5年度の全会計の不用額の総額が2億2,750万3,081円となっている。 今後の予算編成に当たっては、厳しい財政状況を鑑み、原則として前年の決算額を予算額とすることを求める。 不測の事態が発生した場合のために、村長の専決処分が認められているとともに、予備費はそのような場合に活用するものとする。
措置等の内容	・令和6年度予算は、指摘に従い、予備費を例年500万円から1,000万円に増額し、予算不足の際に予備費活用を行っています。

指摘事項 5	・委託事業についての指摘事項 複数の委託事業における履行確認の決裁がされておらず、明らかに財務規則のルールを逸脱している。 また、支払いにおける決裁も請求書の添付確認だけでなく、履行の確認に必要な検査調書等が添付された起案に基づいて決裁するよう指摘する。
措置等の内容	・財務規則に則り事務処理を行うよう職員に指示をしています。
指摘事項 6	・ 人事異動の際には事務事業一覧表による引継ぎをしっかりと行い、事務がスムーズに継続できるよう求める。
措置等の内容	・現在担当をしている事務事業一覧表を全職員に記入させて、各自で管理している。
指摘事項 7	・ 昨年度に引き続き、使用料を払っている土地の見直しをするように指摘する。土地価格などで現状の金額の見直しをおこない、温泉土地については特に精査検証し購入するか借りた方が良いかシミュレーションをすること。
措置等の内容	・それぞれの契約書の確認を行っているが、すべてが揃っていないため、まず契約書の整備を行い、その後、契約者との交渉を進めていく。
指摘事項 8	・ 協力隊の備品や消耗品購入に当たっての支出負担行為において、購入目的の根拠となる申請書の添付がされておらず、購入の目的が明確に示されていない事案が散見された。 今後は、財務規則に基づき必ず添付するよう指摘するとともに不備なものについては、速やかに整備し報告すること。
措置等の内容	申請書等に必要な数量、理由等を記入し、負担行為に添付している。

指摘事項 9	・ 協力隊使用事務所を全室賃貸借する必要性の説明については、到底理解することはできない。 これまで、全室の使用実績は無く、適正かつ効率的な運用がされているという明確な説明がない。 また、使用上のルールについても明文化されておらず、口頭での注意喚起にとどまり契約書の第6、7条で定められている財産管理の条項の履行を妨げる恐れがある。 令和6年度も継続されているのであれば、以上のことを鑑み、今後は、庁舎をはじめ村の公共施設の有効活用を図り、当該施設の契約は解除すべきと考える。 さらに、当該事務所使用の日報・月報及び年間報告書を作成し、同時に費用対効果も検証し、報告することを求める。
措置等の内容	現状の協力隊員数を収容できる個室を具備している施設は、現在賃貸借している協力隊事務所のみである。そのため、今後も賃貸借を継続する意向である。 施設の使用状況については、利用開始当初からこれまで問題の発生はなく、新たな隊員の採用や、定例の会議の開催等により稼働率は上がっているといえる。施設使用者が協力隊に限られるため、口頭での注意喚起で十分適切に使用できていると認識している。 今後は協力隊以外にも様々な制度を活用して、都市部から人材を受け入れる予定がある。
指摘事項 10	・ 地方創生事業の指摘事項 昨年に引き続き検証作業に関しては、外部有識者が委員として加わり、各事業の効果や内容についての確かな指摘がなされている。 指摘に沿った改善を図ると共に村民に対しては、費用対効果を示した上で、高額な事業費について理解して頂くよう努力されたい。 また、交付金期間が終了した事業に対しては、本来の目的である地方創生に向け継続していくことを強く望むとともに、委託事業者との連携の強化を求める。 さらに、交付期間終了後の事業継続については申請時における事業者との意思確認を徹底すること。

措置等の内容	村ホームページで検証結果については公表しており、事業費、検証委員からのコメント等掲載している。 令和7年8月に令和6年度の事業内容をまとめた資料を公開する予定である。 交付金期間が終了した事業については、費用対効果を考慮し、民間の事業者による自立した事業となるよう求めている。 仮に、事業終了後に事業の実施が見られない事業者については、今後同様の交付金事業の委託を見合わせることはある。
指摘事項 1 1	【農林水産業費】 ・昨年度指摘した業務終了後の検査体制については改善が認められたが、検査体制については庁内で統一した基準を設け継続するよう求める。
措置等の内容	業務終了後の検査体制について、庁内での統一した基準・体制づくりをすべく、その前段階として振興課内での統一基準にて運用を行う。課内運用しながら適宜見直しを行い、全庁的に運用たりえるものになったと課内で判断できるようになった際は他課と情報共有し運用することを目指す。
指摘事項 1 2	国民健康保険特別会計事業勘定 ・改善の努力がみられた国保税の徴収状況であるが、担当職員の不作為により多額の滞納が発生したので、公平性の観点からも100%徴収できるようさらなる努力を求めると同時に納付状況についても管理体制の強化を図るよう指摘する。
措置等の内容	未納者の整理を行い、納期限までに納めていない方については、戸別訪問を行い、納付を促すよう努める。

指摘事項 1 3	簡易水道事業特別会計 ・令和4年度の滞納者の徴収については適正に処理されたことを認める。しかし現年度分については、未納者の台帳について不備を確認し、また、未納額が増えたことを確認した。今後は早急に台帳を整備し、適正な処理を心掛け徴収に努力されたい。
措置等の内容	滞納整理について、令和 6 年度実施しているが正確な台帳がなく水道利用者の精査を含め進めている。
指摘事項 1 4	水源の里保健休養施設事業特別会計 ・つり場の後継者について協力隊の募集、指定管理も視野入れた考えで取り組むよう検討されたい。
措置等の内容	指定管理の導入については検討しているが、具体的な導入の時期は未定である。未定の理由としては、つり場を含む水源の里施設全体が指定管理者の管理となることから、慎重に検討している。(水源の里施設は、つり場、やまびこ庵、スケート場、レクリエーション広場を含むため)
指摘事項 1 5	特定環境保全公共下水道事業特別会計 ・現年度分については、未納者の台帳について不備を確認し、また、未納額が増えたことを確認した。今後は早急に台帳を整備し、適正な処理を心掛け徴収に努力されたい。
措置等の内容	滞納整理について、令和 6 年度実施しているが正確な台帳がなく下水利用者の精査を含め進めている。